

市第 153 号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正に対する修正の動議

「市第 153 号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正」に対する修正案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 24 日 提出

横浜市会議員

宇佐美 さやか	大和田 あきお	白 井 正 子
古 谷 靖 彦	み わ 智恵美	関 嵩 史
山 田 桂一郎	太 田 正 孝	井 上 さくら
荻 原 隆 宏	大 野 トモイ	

(別紙)

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等  
の一部改正に対する修正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例案（市第 153 号議案）の一部を次のように修正する。

附則中第 2 項を第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 この条例の施行の日の前日において議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員である者（この条例の施行の日から令和 9 年 4 月 29 日まで（以下「現任期」という。）の間に、議長等になり、又は議長等でなくなった者及び補欠選挙等により議員となった者を含む。）に対して支給する議員報酬の額は、現任期の間は、第 1 条の規定による改正後の横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 2 条の規定にかかわらず、第 1 条の規定による改正前の横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 2 条の議員報酬の額とする。